

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>「特定な者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要 大垣市上石津町地内の砂防設備周辺の除草 鍛冶屋川 他 除草工 A=2,800㎡</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 本業務は、砂防設備の適正な管理とともに、地元住民の砂防設備の重要性や事業整備に対する理解度を深め、適切な維持管理の意識向上を目的として、自治会等の地域住民と共働して実施するものであり、競争入札には適さない。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明 除草作業を実施するにあたり、施工時期など自治会等との調整が不可欠であり、砂防設備が整備されている溪流の地形や土地の状況を熟知し、地域住民と密接な関係にある地元自治体が最適である。以上より、契約相手として大垣市が適當である。</p>